

平成30年12月25日(火)

学校人事課給与係

担当 狩野、藤生

内線 4600

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則 について

1. 改正の概要

平成30年人事委員会報告及び勧告に基づく給与改定等に伴い、所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

(1) 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正

- ① 人事委員会勧告に基づく給与改定に伴い、平成30年12月期以降の勤勉手当の成績率を改正する。
- ② 人事委員会勧告に基づく給与改定に伴い、平成31年6月期以降の勤勉手当の成績率を改正する。
- ③ 人事委員会報告に基づき、宿日直手当額を引き上げる。

(2) 昭和55年改正規則の一部改正

交通用具使用者に係る通勤手当額を引き上げる。

(3) 平成18年改正規則の一部改正

- ① 経過措置として規定した平成30年12月期以降の勤勉手当の成績率の上限を引き上げる。
- ② 経過措置として規定した平成31年6月期以降の勤勉手当の成績率の上限を引き下げる。

3. 施行期日

- ・ 2の(1)①、(3)①: 公布日
- ・ 2の(1)②及び③、(2)、(3)②: 平成31年4月1日